別記様式第十一号の二を次のとおり改める。

様式第十一号の二（第十九条関係）

標　識

宅地建物取引業者票（代理・媒介） この標識は、宅地建物取引業者としての免許の主要な内容とこの場所で分譲する宅地建物の内容を表示しています。				
免許証番号	国土交通大臣 知事	（　　）第　　号		
免許有効期間	年　月　日から 年　月　日まで			
商号又は名称				
代表者氏名				
主たる事務所の所在地	電話番号（　　）　—			
この場所における業務の内容	業務の態様	契約の締結・契約の申込みの受理等		
	取り扱う宅地建物の内容	名称		
		所在地		
売主	商号又は名称		免許証番号	国土交通大臣 （　）第　　号 知事

45cm以上

35cm以上

備考

本標識を掲示すべき場所が宅地建物取引業法施行規則第16条の５に該当しない場所においては、標識中に次の文言を２センチメートル四方以上の大きさの文字で表示すること。

「この場所においてした契約等については、宅地建物取引業法第37条の２の規定によるクーリング・オフ制度の適用があります。」

別記様式第二十七号を次のとおり改める。

様式第二十七号（第十九条関係）

標　識

宅地建物取引業者票	
届出番号	第　　号
届出年月日	年　月　日
商号	
代表者氏名	
この事務所の代表者氏名	
この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数	（宅地建物取引業に従事する者の数　　人）
主たる事務所の所在地	電話番号（　　）　—
当社は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第１条第１項の信託業務の範囲内で宅地建物取引業を営んでおります。	

30cm以上

35cm以上

備考

１　本標識中、「届出番号」の欄には宅地建物取引業法施行令第９条第３項の規定による届出に係る番号を、「届出年月日」の欄には宅地建物取引業法施行令第９条第３項の規定による届出をした日を記載すること。

２　本標識中、「この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数」欄の「宅地建物取引業に従事する者の数」は、「この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数」について変更があった場合のみ、変更すること。